

(表)

様式第1号 (第4条関係)

豊山町本人通知制度登録申請書 (新規・更新)

年 月 日

豊山町長

豊山町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり登録の申請をします。なお、申請にあたり、裏面の記載事項について承諾します。

申請者 (窓口に来た人)	住 所	<input type="checkbox"/> 豊山町					
	ふりがな						
	氏 名						
	生年月日	年 月 日	電話番号	-	-		
	登録者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 (親権者・成年後見人)					
登録者	住 所 (送付先)	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ					
	ふりがな						
	氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ (生年月日及び電話番号も記入不要)					
	生年月日	年 月 日	電話番号	-	-		
通知対象	<input type="checkbox"/> 住民票の写し及び住民票に記載した事項に関する証明書						
	通知対象住所	<input type="checkbox"/> 登録者の住所に同じ					
	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し、戸籍の謄本又は抄本及び戸籍に記載した事項に関する証明書						
	通知対象本籍	<input type="checkbox"/> 登録者の住所に同じ					
	通知対象筆頭者						
※職員記入欄	本人確認書類		台 帳	住民票	戸 籍	確 認	備 考
	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他 ( )						

(裏)

本人通知制度について

1 本制度について

この制度は、本人からの委任を受けた代理人や法律で請求が認められている第三者（以下「第三者等」という。）に住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、戸籍の謄本又は抄本及び戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「住民票の写し等」という。）を交付した場合に、第三者等に交付したという事実を住民票の写し等交付通知書（以下「交付通知書」という。）により登録者へ通知するものです。ただし、次の請求による住民票の写し等の交付は、本制度の対象外となります。

- (1) 登録者本人による請求
- (2) 登録者と同一の世帯に属する者による住民票の写し及び住民票に記載した事項に関する証明書の請求
- (3) 登録者と同一の戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属による戸籍の附票の写し、戸籍の謄本若しくは抄本及び戸籍に記載した事項に関する証明書の請求
- (4) 国又は地方公共団体の機関による請求

2 通知対象について

第三者等に交付した場合に通知対象となる住民票の写し等は、次のとおりです。

- (1) 住民票の写し及び住民票に記載した事項に関する証明書については、通知対象住所が住所欄又は前住所欄に記載されたもの。
- (2) 戸籍の附票の写し、戸籍の謄本又は抄本及び戸籍に記載した事項に関する証明書については、通知対象本籍及び通知対象筆頭者が一致するもの。

3 登録期間について

この申請の登録期間は、申請日から3年となっており、登録期間満了後も引き続き登録を希望する場合は改めて申請が必要です。更新の申請は登録期間満了日の1月前からできます。

4 登録内容の変更又は廃止について

氏名、住所その他の登録内容に変更が生じたとき又は登録の廃止を希望するときは、届出が必要です。届出がない場合は、交付通知書を受け取れないことがあります。

登録の廃止の届出をしたとき又は国内に住所を有しないとき（国外転出、死亡、失踪宣告、職権により住民票が消除された等）は、登録期間満了前であっても登録を廃止します。